

議案第8号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第2号中「専属する」を「選任する」に改め、「主任技術者の氏名」の次に「並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第3号中「定款」の次に「又は寄附行為」を、「住民票の写し」の次に「又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し」を加え、同項第6号中「専属する」を「選任する」に改める。

第6条の3第1号中「が1名以上専属している」を「を1名以上選任している」に改める。

第6条の8の見出しを「（主任技術者）」に改め、同条第1項中「専属させなけ

なければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、茨城県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国土交通省の定める標準下水道条例の改正に伴い、常駐・専任規制について見直すとともに、所要の改正を行う必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第6条（略） （指定の申請） 第6条の2（略） 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、管理者に提出しなければならない。 （1）（略） （2）排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任することとなる主任技術者の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）・（2）（略） （3）法人にあっては、定款<u>又は寄附行為及び登記事項証明書</u>、個人にあっては、その住民票の写し又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し （4）・（5）（略） （6）<u>選任することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証の写し</u> （7）—（9）（略）	第1条—第6条（略） （指定の申請） 第6条の2（略） 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、管理者に提出しなければならない。 （1）（略） （2）排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属することとなる主任技術者の氏名</u> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）・（2）（略） （3）法人にあっては、定款_____及び登記事項証明書、個人にあっては、その住民票の写し （4）・（5）（略） （6）<u>専属することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証の写し</u> （7）—（9）（略）

(指定の基準) 第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。 (1) 営業所ごとに、主任技術者を<u>1名以上選任している者</u>であること。 (2)―(5) (略) 第6条の4―第6条の7 (略) <u>(主任技術者)</u> 第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、主任技術者を<u>選任しなければならない</u>。<u>ただし、茨城県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> 2 (略) 第7条 (以下略)	(指定の基準) 第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。 (1) 営業所ごとに、主任技術者が<u>1名以上専属している者</u>であること。 (2)―(5) (略) 第6条の4―第6条の7 (略) <u>(排水設備主任技術者)</u> 第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、主任技術者を<u>専属させなければならない</u>。 2 (略) 第7条 (以下略)
--	--